



Title	ユーゴスラビア取引法における事情変更の原則
Author(s)	伊藤, 知義
Citation	北大法学論集, 39(5-6下), 709-728
Issue Date	1989-10-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/16670">http://hdl.handle.net/2115/16670</a>
Type	bulletin (article)
File Information	39(5-6)2_p709-728.pdf



[Instructions for use](#)

# ユーゴスラビア取引法における 事情変更の原則

伊藤 知義

## 目次

- 一 はじめに
- 二 前史
- 三 債務関係法の規定
  - (一) 適用範囲
  - (二) 要件
  - (三) 効果

## 四 事情変更原則の理論的根拠

## 五 おわりに

## 一 はじめに

契約締結後、その基礎となつた事情が当事者の責に帰すべからざる事由によつて変更され、当初の契約に当事者を拘束することが公正に反するようになった場合に契約の解除または改訂を認める、という法理が事情変更の原則と呼ばれる理論である<sup>(1)</sup>。一般に社会主義国の民法では事情変更を理由とする契約の解除・改訂は認められていない<sup>(2)</sup>。事情変更を認めることは、厳格な計画原理に反し、契約の当事者たる経済組織に対して上級機関が下す計画課題の実行原則に反するからである<sup>(3)</sup>。しかし、独自の社会主義経済体制をとるユーゴスラビアでは、他の社会主義諸国と異なり、一九七八年制定の債務関係法典（民法典）において一般的に事情変更の原則 *clausula rebus sic stantibus* を採用した。資本主義法においても民法典で事情変更の原則を規定している例は少なく、ユーゴスラビアの選択は比較法的にも極めて注目すべきものである。本稿は、このユーゴスラビアの事情変更理論を紹介するとともに、その内容について簡単な

考察を行なうことを目的とする。

## 二 前史

当事者が一旦締結した契約はあくまでもこれを履行しなければならぬ (*Pacta sunt servanda*)。これは、ユーゴスラビア民法においてももつとも重要な原則の一つである。従つて、当事者は、相手方の同意なしに自由に契約の条項を変更することはできない。そうでないと、相手方の権利ばかりでなく、取引の安全性、確実性への信頼も脅かされるからである。その意味では、むやみに事情変更の原則を適用することには慎重でなければならぬし、それはヨーロッパ近代法の歩みも示すところである。ユーゴスラビアにおいても、戦前は事情変更の原則を一般的に認める規定は存在しなかった<sup>(4)</sup>。第二次世界大戦後になつても、行政的経済管理の時代にはこの厳しい契約遵守の原則は契約と計画との密接なつながりのためユーゴスラビアでも厳格に実施されていた。計画課題の変更がない限り契約内容の

変更はあり得なかつた。相互に密接に関連した一つの体系の中で計画を変更することなしに契約を変更すれば必ずいろいろな障害が発生するからである。しかし、自由契約体制への移行に伴い自由に売買できる商品が現われ、移行期には商品の価格体系に大きな変動（値上げ）が生じた。それにより、以前の安い約定価格で商品を相手方に引渡さなければならなかつた契約当事者の多くが都合の悪い状況に置かれることになつた。立法者は多くの個別立法によつてその事態に対処したが、それらの特別立法でカバーできないケースも生じたため、国家仲裁機関は一九五一年半ば頃から契約の履行を大きく困難にする異常な出来事が発生した場合に例外的に当初の契約を解除すること、つまり事情変更の原則を認め始めた。新たな社会計画体制の下では、計画課題と契約との直接の関係はもはやなくなつたため、事情変更を一般的に適用することが可能になり、一九五四年制定の一般取引慣習規則（五五条〜五九条）により、経済取引（商取引）で等価的契約関係が破壊された全ての場合にこの原則が一般的に適用されるようになった。<sup>(6)(7)</sup>この規則に従つて、裁判所が二〇年余りにわたり事情変更の原則の適用に関する判例を積み重ね、それを立法化したのが債務関係法の規定である。一般取引慣習規則とは異なり、債務関係法は民事取引にも適用され

るから、今や事情変更の原則はユーゴスラビア取引法一般に適用される原則となつてゐる。

なお、債務関係法一三三条以下の一般的规定の他に、相続法、婚姻法などにおいて、個別的に事情変更理論を認めた規定も存在する。<sup>(8)</sup>また、契約取引とともにユーゴスラビアで行なわれる協定取引についても、連合労働法により事情変更の原則の適用が明文で認められてゐる。<sup>(9)</sup>

### 三 債務関係法の規定

事情変更の原則に関する債務関係法の規定は次のようになつてゐる。

#### 一三三条（解除の要件）

1 契約締結後に、一方当事者の債務履行を困難にする事情が発生し、またはその事情により契約の目的を達成することができなくなつた場合、契約が契約当事者の期待にもはや合致しないことが明らかになつた限りで、また、契約の拘束力を維持することが一般通念上不正となる限りで、債務の履行が困難になつた当事者、または、事情の変更により契約の目的を達成することができなくなつた当事者は、契約の解除を請求すること

料  
ができる。

資

2 事情の変更を主張する当事者が、契約締結時においてその事情を考慮すべきだった場合、またはこれを避けもしくはこれを克服することができた場合には、契約の解除を請求することはできない。

3 契約の解除を請求する際、債務の履行期徒過後に生じた事情の変更はこれを主張することはできない。

4 関係する契約条件を公正に変更することを相手方が提案し、または相手方がこれに同意した場合には、契約は解除されない。

5 契約が解除された場合、相手方の請求により、裁判所は、解除により相手方が被った損害の公正な部分を賠償することを、解除を請求した当事者に命じる。

#### 一三四条（通知義務）

事情の変更により契約の解除を請求する権利を持つ当事者は、そのような事情が生じたことを知った後直ちに相手方に対し解除の意思表示をしなければならぬ。それを怠った場合には、適時に意思表示をしなかったことにより相手方が被った損害に対して責任を負う。

一三五条（裁判所の判断にとり重要な事情）

契約の解除または改訂について判断する際、裁判所は誠実な取引の原則に従う。特に、契約の目的、当該契約に伴う通常のリスク、公益および両当事者の利益を考慮する。

#### 一三六条（事情変更の援用権の放棄）

当事者は、一定の事情の変更を援用しないことを契約により予め合意することができる。但し、それが信義誠実の原則に反する場合を除く。

以下、これをやや詳しく分析してみよう。

(一) 適用範囲 全ての有償契約が事情変更による解除の対象となるわけではない。継続的給付を伴う有償契約、および、契約締結の時期と履行期とが一致しない一回的給付の有償契約<sup>(10)</sup>だけが問題になる。

#### (二) 要件

(ア) 異常性と不可予見性 債務関係法には、契約締結時において事情の変更を予見できないこと、および、事情を変更させた出来事が異常であることが要件として明確には挙げられていない。この点で一般取引慣習規則とははっきり区別される。しかし、「契約締結時においてその事情を考慮すべきだった場合、またはこれを避けもしくはこれを克服することができた場合」に

は契約の解除を請求することはできない、という一三三条二項の意味するところは、「異常で予見できない事情を避けられず、克服できなかった場合」ということ以外ではあり得ず、避けられず克服できないのは異常で予見できない出来事だけであり、通常の予見できる出来事は、これを「考慮する」ことができたはずだし、適切な自己の対応によって「避け、または克服」できたはずだとして、「異常性」および「不预见性」の要件が実質的には債務関係法にも含まれていると解する立場が有力である<sup>(11)</sup>。例えば、ある論者は次のように述べている。「契約を締結し給付額を決定する際に、当事者は、契約当時の事情に加えて、将来発生するであろうと考える事情をも自己の予測し得る範囲内で念頭に置いている。従って、当事者は、契約締結時に存在していた事情、または、当事者が予想し得る範囲内で変更される事情のもとで、契約が履行されるであろうと考える。しかし、当事者が契約時には考慮する必要がなかったような異常な(物事の通常の流れから逸脱する)事情、または当事者が避けたり克服したりすることができなかったような異常な事情が履行期までに発生した場合には、(事情変更による契約の解除を認め)要件の一つは満たされていることになる」と<sup>(12)</sup>。但し、異常性や不预见性を要件とすることに批判的で、「契約が契約当事者

の期待にもはや合致しないことが明らかになった」か、または、「契約の拘束力を維持することが一般通念上不公平となった」か<sup>(13)</sup>という債務関係法一三三条の柔軟な文言を強調する立場もある。債務関係法は、文言上は一般取引慣習規則よりも事情変更を弾力的に幅広く適用できる構造になっているが、事情が異常なものであるか否か、予見できるか否かを問わずに、契約の履行を困難にする後発的な事情を全て考慮するようなことになれば、債務の履行が困難になったとして契約を解除ないし改訂するきわめて広い自由を当事者が与えられることになり、法的安全性が侵害されてしまうから、債務関係法の要件はこれを限定的に解釈する必要があると主張されている<sup>(15)</sup>。

異常な出来事の例としては、一般取引慣習規則五六条に典型的ケースが挙げられており、判例によりその具体例も積み重ねられている。判例で事情変更のための異常な出来事とされなかった例としては、融資条件の変更、融資の制限、森林伐採の不許可決定、輸出係数の低下、数日間回復できなかった工場の損失、輸送手段の不足、通常の危険範囲内にある市場価格の変動などがある<sup>(17)</sup>。市場での価格変動は例外的な暴落・高騰を除いて事情変更の問題にはならない<sup>(18)</sup>。これに対して、一定限度の税率の引き上げその他の行政的措置は判例において契約解除ない

し改訂の理由と認められることが比較的多い。<sup>(19)</sup>

(イ) 履行の困難さ 債務関係法一三三条には「一方当事者の債務履行を困難にする事情」という表現しかなく、一般取引慣習規則五五条のように「債務の履行が一方当事者にとり著しく困難になった場合、または債務の履行により著しく大きな損失を被る場合」という限定は附されていない。ここでも債務関係法の規定の仕方の方が広いことが分かる。

履行が困難になるといふことの意味は、契約を当初の内容通りに履行すれば契約締結時には予想していなかった損害が一方当事者に生じるといふことである。債務関係法には、他の立法例と同様、ただだけの損害が生じたら契約解除の原因たる事情変更になるのかについて明確な基準は定められていない。一三三条一項では、「契約が契約当事者の期待にもはや合致しないことが明らかにになった」場合、および「契約の拘束力を維持することが一般通念上不正となった」場合に解除が認められるとされる。これは一般取引慣習規則五五条一項の「著しい困難」、「著しく大きな損失」というあいまいな基準を改めて、必要に応じた具体的な解決を容易に下せるように新たに規定されたものであるといわれているが、事情変更により履行が困難になったか否かの評価をめぐっては、裁判所が多くの判例を通じて重要

な役割を果たして来ており、債務関係法の文言はこの実務に本質的な変更を加えるような影響力を持たないであろうという見方もある。<sup>(20)</sup>

一般取引慣習規則以来、この問題を考える際のもっとも重要な基準は、「給付の均衡」という概念である。一方当事者の損失が相互の給付を明らかに不均衡にするほど大きい場合、つまり、事情の変更により一方当事者の債務の履行が著しく困難になり、契約をその通りに履行すれば当該当事者が経済的に破滅するか、困難な経済状況に陥る場合に、事情変更の原則が適用されて来た。<sup>(21)</sup> 一方当事者が他方当事者に比して明らかに不平等な地位に置かれ、それゆえ給付価値平等の原則が著しく侵害されるほどに履行が困難になることが問題なのである。<sup>(22)</sup> 一般取引慣習規則と債務関係法の文言の違いにもかかわらず、基本的には「給付の均衡」が崩れた時に契約の解除改訂が認められるという点で、両者に実質的違いはない。

より具体的なレベルでは、損害が「通常の取引上のリスク」の範囲内か否かということがよく議論される(債務関係法一三五条)。いかに損失額が大きくても、通常の取引上のリスクに属する損失ならば事情変更の原則が適用されることはない。<sup>(24)</sup> 債務関係法一三五条では、契約の種類に応じた「通常のリスク」と

いう表現が使われているが、これは、契約締結の際に予定しておくべき取引上の通常の損失負担をいう。取引上の通常のリスク範囲を越える損失のみが事情変更による契約解除・改訂の理由となる。例えば、植え付けたばかりの農産物の売買において、収穫時までの豊作による価格の下落ないし凶作による価格の上昇は、事情変更の適用される異常な出来事とはいえない。なぜなら、そのような価格の下落ないし上昇から生じる損失はこの種の取引においては、通常のリスクに過ぎないからである（一九五九年五月三〇日最高経済裁判所判決<sup>(25)</sup>）。また、例えば、長期的契約においては、価格・労賃・費用の変動可能性といった一定の危険は付きものであるが、それらはその種の契約を締結する者なら誰でも負担しなければならないリスクであり、事情変更原則を適用する理由にはならない<sup>(26)(27)</sup>。

なお、事情変更が問題となるのは、履行が困難になった場合であり、履行不能になった場合はここに含まれない。履行不能については債務関係法に別の定めが置かれている<sup>(28)</sup>。

(ウ)契約目的の到達不能 債務の履行が困難になった場合と並んで、損失を被る契約当事者が契約締結時に予想し期待していた「契約の目的を事情の変更により達成することができなくなった」ため、契約が当事者の期待にもはや合致しなくなった

場合にも、契約の解除ないし改訂が認められる。これは、一般取引慣習規則にはなかった要件で、債務関係法により新たに設けられたものである。この場合、困難さや損失の大きさといった形式的なものではなく、当事者の意図していた契約目的の到達不能が問題となる。これにより、ユーゴスラビア法における事情変更原則の適用範囲は拡大された。いつ、いかなる要件のもとで目的到達不能による事情変更が適用されるのかについては、債務関係法制定以降の判例実務に委ねられているが、類似的理論を適用している国々の判例が参考になるとして、英米法における契約のフラストレーション法理を適用した一連のコロネーション・ケースやドイツ法の行為基礎論がよく引き合いに出されている<sup>(29)</sup>。

(エ)その他の要件 事情の変更は、契約締結以降、履行期満了以前に生じたものでなければ契約解除・改訂の理由とはならない。履行期徒過後に生じた事情の変更は契約解除の理由として主張することはできない（一三三条三項）。履行期以後の危険は、履行遅滞に陥っている債務者がこれを負担すべきだからである<sup>(30)</sup>。もし、債務者が期限内に自己の債務を履行していたならば、異常な出来事はまだ生じていなかったのだから、債務の履行が困難になることもなかっただろう、ということ、この原則は



論理的に説明できる<sup>(31)</sup>。但し、債務者の過失によらずに履行遅滞に陥った場合には、履行期以後に発生した事情変更を理由に契約の解除を請求することができる。自己の過失によらずに履行遅滞に陥った債務者に危険を負担させるのは不当だからである<sup>(32)</sup>。契約締結前や<sup>(33)</sup>（一九五九年一月七日最高経済裁判所決定）。契約締結前や契約締結時に生じた事情の変更はここでは考慮されない（その場合の給付不均衡は過剰損害、暴利契約の問題となる）。また、履行の困難さ等の給付不均衡の状態が契約解除時にも存在することが必要である<sup>(34)</sup>。

事情変更による解除請求権者は、事情の変更が生じたことを知った後直ちに解除の意思を相手方に表示しなければならぬ（二三四条）。但し、この義務を怠っても解除権を失う訳ではなく、通知の懈怠ないしは通知の遅れにより相手方が被った損害を賠償する責任を負うだけである。もちろん、損害発生については、損害を被ったと主張する側が立証責任を負う。この損害賠償義務は、実は一般原則——債権者債務者間の相互関係に影響を与えるような事実について他方当事者に通知する義務を負う者は、適時に通知を受けなかったことにより他方当事者が被った損害を賠償する義務を負う、という債務関係法二六八条の規定——を具体的に表現したものである<sup>(35)</sup>。

なお、事情の変更により不利益を被る側が裁判所に契約の解除を請求することが必要である<sup>(36)</sup>。裁判外での意思表示による解除が認められる債務不履行の場合と違って、事情変更による契約解除は裁判によらなければ成立しない<sup>(37)</sup>。

### (三) 効果

（ア）解除または改訂 以上の要件が満たされたなら、債務の履行が困難になった当事者または事情変更のために契約の目的を達成できなくなった当事者は、当該契約の解除を請求することができる。但し、相手方が契約条件（内容）を公正に変更（改訂）することを申し出た場合、または債務者が変更を提案して相手方がこれに同意した場合には契約は解除されない。裁判所が契約の解除ないし改訂を認める判決を下すかどうかは、判決に関わりあるものとして債務関係法が定めた一定の事情によって決まる。すなわち、ここで裁判所は、特に契約の目的、当該種類の契約における通常のリスク、公益および両当事者の利益を考慮しながら、信義誠実の原則に従って判断しなければならぬ（一三五条）。

改訂は、「公正な変更」でなければならない。公正かどうかについて決定的な重要性を持つているのは、契約締結時に当事者が意図した契約の主たる目的が実現されるか否かという点であ

る。すなわち、契約当事者が、後の変更された内容を持つ契約を、契約締結時においても締結する意図を持っていたか、ないし締結に同意したかという問いに対してイエスといえる場合には改訂は「公正」だといえる。従って、契約改訂について判決を下す際に、裁判所は、損失を被る当事者だけでなく、両当事者の利益の保護を考慮することが必要である。<sup>(38)</sup>

事情変更による契約の解除は、損失を被る当事者のみが請求できる（一三三条一項）が、契約の改訂は両当事者が請求できる（同条四項）。契約改訂権が両当事者に認められているのは、*pacta sunt servanda* の原則の保護および両当事者の平等の維持（一一一条）のためである。裁判所が職権で、事情変更による契約の解除や改訂を提案することはできないし、改訂の請求を解除に代えることを提案することもできない。<sup>(39)</sup>

（イ）損害賠償 事情変更により契約の一方当事者は損失を被るが、これを理由とする契約の解除を認めると今度は相手方が不測の損害を被る。そこで、両当事者の利害を調整するために、相手方に契約改訂の提案権および改訂提案に対する同意権が与えられているほか、解除された場合に公平賠償請求権が認められている。<sup>(40)</sup> すなわち、裁判所が事情変更による契約の解除を宣言する時に、解除された当事者からの請求があれば、裁判所は、

解除を請求した当事者に対し前者が解除により被った損害賠償の公正な部分を賠償することを命じる（一三三条五項）。公平賠償の意味するところは、解除により生じた損害を契約当事者間で公平に分配するという点にある。事情変更により生じたリスクを一方当事者だけが負担するというのは公平に反するからである。<sup>(41)</sup>

最後に、事情変更に関する問題ではないが、援用権の事前放棄の有効性について、一三六条に規定がある。<sup>(42)</sup>

#### 四 事情変更原則の理論的根拠

ユーゴスラビアにおける事情変更原則の理論的根拠は、給付均衡ないし等価交換の原則にある。すなわち、「双務契約を締結する際に、当事者は相互給付価値平等の原則に従う」という債務関係法一五条の規定が事情変更を支える基本原理であり、それはさらに信義誠実の原則（債務関係法一二条）にその根源を有する。<sup>(43)</sup>

契約締結時においてすでに対価関係が破壊されている場合に契約上の均衡を回復する手段としては、過剰損害・暴利行為禁止・権利または物の瑕疵に対する担保責任といった制度がある

が、事情変更の原則は、契約締結時には給付の均衡は取れていないが履行時までには均衡が破壊された場合を対象とするものである。すなわち、前者は原始的の不均衡を、後者は後発的不均衡を処理する制度である。

給付均衡の原則のほかに、当事者の意思を根拠に事情変更を説明する場合もある。すなわち、契約その他の法律行為が有効であるためには、当事者間に真の意思の合致がなければならぬが、事情変更が問題となるケースでは、意思の合致はもはや存在しないと解するのである。<sup>(44)</sup>

いかなる根拠で事情変更の原則を説明しようと、それと *pacta sunt servanda* の原則との整合性は常に問題となる。この点につき、ある論者は次のように述べて両者の整合性を肯定している。「事情変更の原則は、*pacta sunt servanda* の原則を否定したり排除したりするものではなく、それを正当な範囲内に制限・修正するものである。*pacta sunt servanda* の原則の絶対的な効力を制限して、期限の附された給付や継続的給付を目的とする契約関係が変形されることを防ぐものである。それにより、契約関係の基礎となり常に変動する可能性のある経済的現実と契約関係とが連動する。新たな状況に契約を適合させることにより契約関係に不可欠のダイナミズムがもたらされる。

……従って、事情変更理論は、本質的に、契約関係における公正を守ることに役立つ。これは、事情変更により損失を受ける側を相手方が搾取することを防ぎ、相手方が偶然によって極端で不公正な利益を得ることを不可能にする。事情変更理論は、事情変更により生じる不利益を一方当事者だけに負担させることなく、両当事者に平等に分配することをめざすものである。……変化の激しい現代社会の状況が事情変更理論を必要とする。事情変更理論を受け入れるべきか否かという問題は、現代法においてますます大きな意義を有する<sup>(45)</sup>。事情変更の原則が成文法で認められているとはいえ、全体的に見れば、判例は、信義誠実を理由にその適用範囲を著しく制限している。そうしなければ取引の安全が大きく阻害される可能性があるからである。契約関係の強固さに対する信頼は維持されなければならない<sup>(46)</sup>、*pacta sunt servanda* の原則はこれからも契約履行の主要原則であり続ける。従って、事情変更に基づく契約の解除・改訂はあくまでも例外的地位を占めるに過ぎないことが強調されている<sup>(46)</sup>。

## 五 おわりに

以上、ユーゴスラビア取引法の認める事情変更の原則についてごく簡単に考察して来たことを、イタリアの立法例<sup>(47)</sup>と比べてみれば、両者にほとんど相違はないといつていいほど類似していることが分かる。イギリスのプラスチックン法理やフランスの不可見理論、ドイツの行為基礎論からかなりの影響を受けていることも看取される。その意味では、ユーゴスラビアの事情変更理論は資本主義比較法学の最新の成果といつても過言ではない。そこにとどの程度まで社会主義法としての特質が潜んでいるかを見極めるには、特に最新の判例等を分析してより詳細な研究をする必要がある。にもかかわらず、本稿では、資料の制約等の理由により踏み込んだ検討をする余地はなかった。しかし、拙稿が、五十嵐先生の多年にわたる事情変更理論の比較法的研究を、ほんのわずかでも補充するものとなれば、先生の教えによって研究者への道を歩み出した筆者にとつては望外の喜びである。

- (1) 五十嵐清『契約と事情変更』有斐閣・一九六九年一頁。
- (2) ソ連につき、五十嵐・前掲書一四六頁。

- (3) Vrleta Krulj, Komentar ZOO, Beograd, 1983 str. 400. 但し、例外的に事情変更により計画課題が放棄ないし変更されることにより、計画課題の実現手段たる契約が間接的な影響を受けることはある (Slobodan Petrović, Komentar ZOO, Kragujevac, 1980 str. 432)。
- (4) Boris Vizner, Komentar ZOO, Zagreb, 1978 str. 529—530.
- (5) 最高経済裁判所が定めた商慣習規則。取引においてこれを適用するか否かは当事者の意思に委ねられており、これを適用しない経済取引も自由に行なわれた。但し、契約当事者が別段の定めを置いていない限り、一般取引慣習規則が適用された (Aleksandar Gold's tajm, Privredno ugovorno pravo, Zagreb, 1980 str. 183)。
- (6) 債務関係法の制定により、一般取引慣習規則の適用は原則として排除されることになり(同法一一〇七条)、その役割は著しく小さくなった。なお、工藤繁裕「自主管理と社会的所有」『東京都立大学法学会雑誌』第二九巻第一号三四八頁参照。

- (6) Vladimir Kapor i Slavko Carić, Ugovori robnog prometa, Beograd, 1983 str. 95—96.

(7) 事情変更に関する一般取引慣習規則の内容は次のよう

なものであった。

資 五五条 (契約改訂・解除請求の要件)

1 契約締結時において予想できなかった異常な出来事のため債務の履行が一方当事者にとり著しく困難になった場合、または債務の履行により著しく大きな損失を被る場合には、その当事者は契約の改訂または解除を請求することができる。

2 当事者は、事情の変更が債務の履行期徒過後に生じた場合には、事情変更を理由とする契約の改訂または解除を請求することはできない。

3 契約の改訂または解除の請求が正当かどうか、また、契約を改訂すべきか解除すべきかを決定する際には、契約の目的、当該種類の契約に通常伴うリスク、異常な出来事の継続期間・効果、両当事者の利益が考慮される。五六条 (異常な出来事の例)

契約改訂・解除の理由となる異常な出来事とされるのはとりわけ次のようなものである。

- 一 干魃、洪水、地震といった自然災害。
- 二 輸出入の禁止ないし制限、その他の商品取引の制

限、価格制度の変更、税率の変更、規格の変更といった各種の行政上の措置。

三 きわめて突然で大幅な価格の下落や高騰といった

経済現象。

五七条 (改訂可能な契約条項)

目的物の価格、量、債務の範囲、契約の履行期、履行場所、履行方法その他の契約条項が異常な出来事により影響を受けた場合、その条項を改訂することができる。

五八条 (一方当事者が契約改訂・解除を請求した場合の相手方の権利)

1 一方当事者が事情変更による契約の改訂を請求した場合、相手方は契約を解除できる。その場合は、契約は最初から締結されなかったものとみなす。

2 一方当事者が契約の解除を請求した場合、相手方は契約条項の改訂を提案して契約の効力の維持を請求できる。

五九条 (契約の改訂・解除請求の通知)

事情の変更による契約の改訂または解除を請求する権限を有する当事者は、そのような事情が発生したことを知った後直ちに自己の請求を相手方に通知しなければならない

らない。それを怠った場合には、適時に請求の通知をしなかったことにより相手方が被った損害に対して責任を負う。

(8) 終身扶養契約の改訂・解除請求、子に対する扶養料を増額する請求、定期金賠償の増額請求（債務関係法一九六条）などがその例である（Stobodan Perović, Obligaciono pravo, Beograd, 1981 str. 423；Ljubiša Milošević, Obligaciono pravo, Beograd, 1982 str. 134；B. Vizner, op. cit., str. 537—538）。

(9) その内容は次のようになっている。

連合労働法五七五条

1 自主管理協定の当事者はいずれも、当事者の財産的義務の履行を著しく困難にする事情の変更を理由に当該協定の改訂を提案することができる。

2 自主管理協定の当事者が、利害関係のある他の当事者の提案した事情変更による契約改訂に同意しない場合には、協定で定めた仲裁機関または連合労働裁判所は、利害関係ある当事者の請求に基づき、正当な理由がある」と判断した場合には、当該協定を解除することができる。

3 事情の変更を主張する当事者が、協定締結時にお

いてその事情を考慮すべきだった場合、またはこれを避けてもしくはこれを克服することができた場合には、協定の解除を請求することはできない。

4 協定の解除を請求する際、債務の履行期徒過後に生じた事情の変更はこれを主張することはできない。

5 協定の解除請求が認容された場合、相手方の請求により、解除を請求した当事者は、解除により相手方が被った損害の公正な賠償を命じられる。

以上の規定と債務関係法の規定を比べると、前者では、目的到達不能の要件がないとか、最初から解除を請求することはできないとか、仲裁機関ないし連合労働裁判所は改訂の権限を持たず解除の決定しかできない、といった点に違いはあるが、だいたいのところは一致していることが分かる。

なお、新連合労働法五八〇条で旧法にない規定が付け加えられた。それによれば、「自主管理協定またはその各条項のうち、協定当事者の個別的な財産上の権利義務を定めるものに対しては、本法の定める諸関係の性質に反しない限り、債務の履行に関する債務関係についての法

令が適用される」。これまでは、この点につき明確な定めがなく、理論的には債務関係法は自主管理協定には類推適用されないという説もあつた（債務関係法二五条三項参照）。しかし、これにより実務の扱いが法的に追認されたことになり、事情変更についても、契約取引と協定取引との差違はますます小さくなる。なお、拙稿「ユーゴスラビア取引法における自主管理協定と契約（3）」『北大法学論集』三九卷三号五六一頁参照。

(10) Lj. Milošević, op. cit., str. 135.

(11) B. Vizner, op. cit., str. 531 ; S. Perović, op. cit., str. 429 ; Jakov Radišić, *Obligaciono pravo*, Beograd, 1982 str. 145.

(12) S. Perović, op. cit., str. 429.

(13) この論者によれば、ポイントは「事情が異常」かどうか、また、履行が「著しく困難」になったかどうか、といった点にあるのではなく、「契約が契約当事者の期待にもはや合致しないことが明らかで、契約を有効なままにしておくことが一般的確信に従えば不公正である」ほど、履行を困難にする事情が重大なものか否か、という点にポイントがある、とされる。また、「不预见性」につ

いても、次のような批判を加えている。「科学がどんどん発達し、情報網が整備されている今日、取引分野で『予見できないこと』はほとんどない。従つて、事情変更による改訂ないし解除を認める要件にこれを含めることはますます不適當になつて来ているように見える。ユーゴスラビアについては特にそうである。すなわち、ユーゴスラビアにおいて、『予見できない』『異常な出来事』とは、多くの場合、各種の『行政的措置』である。それらの措置については、その実施前に、各種の会議において公開で議論され、新聞等でも報道される。それらの措置の多く（価格制度の変更、税率の引き上げ等）についてはその実施予定が多かれ少なかれ一般に知られている。従つて、実施時期よりかなり前から『予見可能』になっているといえよう。『急激で突然の』価格引き上げのような経済現象についても同様で、そのような現象は原則として予想可能だし、通常は専門紙や新聞紙上で報道もされる。従つて、予見不能という要素は、事情変更による解除の要件から排除するのが妥当だといえよう。当事者が事情の変更を援用できるか否かの判断をする際に重要なことは、『予見可能』か『予見不能』かの問題ではなく、

『注意深い人間』すなわち『良き経済人』として行動すべき当事者が、与えられた状況の下で契約締結の際にその状況を考慮すべきだったかどうかの問題なのである。もしそうすべきだったのにそうしなかったのならその者は事情変更を援用して契約の改訂ないし解除を請求することはできない。」(V. Krulj, op. cit., str. 403)。

- (14) B. Vizner, op. cit., str. 542 ; Lj. Milošević, op. cit., str. 136. 一般取引慣習規則によれば、「異常な出来事」、「著しい困難」、「著しく大きな損失」といった要件が満たされない限り、当事者に責任のない事情の発生により契約上の均衡が大きく破壊されたとしても、契約の改訂ないし解除は請求できなかった。そこでは、取引の安全確保が、対価関係や契約上の均衡の確保よりも優先していたのである。しかし、一般取引慣習規則制定以降の二〇年間、経済裁判所はこの要件をかなり緩く解釈してきたといわれ (V. Krulj, op. cit., str. 401) 、実際には債務関係法の規定とそれほど違わない取扱いだっただようである。

- (15) S. Perović, op. cit., str. 429.  
 (16) 注(7)参照。

- (17) 具体的には、次のような判例がある(なお、資料の制約から本稿では判例に直接当たることはできなかった)。「農業用具用の融資条件の変化および農業用具のための農業団体割増金の金額変更が農具引渡までに生じたとしても、それを一般取引慣習規則五五条にいう異常な出来事とみなすことはできない(一九六一年一月七日最高経済裁判所判決)。「銀行の融資拒否は、事情変更による契約の一方的解除権を発生させるような出来事ではない」(一九六一年七月三日最高経済裁判所判決)。「農業団体向け融資の停止ないし制限は、一般取引慣習規則五五条にいう異常な出来事たる性質を持たない」(一九六一年一月一二日最高経済裁判所判決)。「銀行の融資減額は、債務者の契約改訂ないし解除請求の理由となるような異常で予見できない出来事とはいえない」(一九五五年二月二日最高経済裁判所判決)。「管轄人民委員会が出した森林伐採禁止命令は、契約改訂ないし解除請求の理由となるような異常で予見できない出来事とはいえない」(一九五五年六月二二日最高経済裁判所判決)。「売主が、管轄国家機関からの伐採許可を得ることができると考えて薪の売買契約を締結したが、許可を得ることのできなかった



場合、その売主は事情変更を理由に契約の解除を請求することはできない。なぜなら、売主に伐採許可が与えられなかったという事実が異常で予見できない出来事とはいえないからである(一九五五年五月一九日最高経済裁判所判決)。「コンスターチの輸出係数の低下は、トウモロコシ売買契約の改訂を買主に認める異常な出来事とみなすことはできない(一九五八年五月六日最高経済裁判所判決)。「大自然災害のために工場が損害を被り数日に渡って操業停止したとしても、それは契約改訂ないし解除請求の理由となるような異常で予見できない出来事とはいえない(一九五五年一〇月三十一日最高経済裁判所決定)。「契約上、商品輸送に用いられることになつた輸送手段の瑕疵は、契約解除を売主に許すような異常で予見できない出来事とはいえない(一九五八年二月二一日最高経済裁判所判決)。「鉄道の車輛不足は、契約解除を売主に許すような異常で予見できない出来事とはいえない(一九五七年六月一七日最高経済裁判所判決)。「市場における商品価格の変化は当事者が取引において当然考慮すべき通常の危険であつて、それゆえ、契約の解除ないし改訂を基礎づける予見できない異常な出来事

とはいえない(一九五七年二月一五日最高経済裁判所判決)。「自然災害によつて干し草の収量が減少したとしても、その自然災害は、契約の解除ないし改訂を基礎づける予見できない異常な出来事とはいえない。但し、その災害の被害を被つた地域だけから干し草を運ぶ約定だった場合はこの限りではない(一九五六年六月一八日最高経済裁判所判決)(S. Perović, *op. cit.*, str. 430—431)。(18) B. Vizner, *op. cit.*, str. 531.

(19) 「取引税の一〇パーセント引き上げを理由として契約を解除ないし改訂する(一九五五年三月一日クロアチア最高経済裁判所判決)、「税率引き上げを理由として契約を解除ないし改訂する(一九五六年四月一〇日最高経済裁判所決定)、「一般取引税導入前に約定した価格を税導入後に引き上げる(一九六一年八月二日最高経済裁判所判決)、「農業用の濃厚飼料輸入に対する補助金に関する政府決定は行政的措置であり、異常な予見できない出来事として契約の一方的解除請求の理由となる(一九六二年一月一三日最高経済裁判所判決)、「約定価格改訂請求の当否を評価する際には、個別的な費用や負担の増大だけでなく、経済政策や所得分配制度の変更から生

じる差額をも考慮に入れるべきである」(一九五九年一月二日最高経済裁判所判決)(S. Perović, op. cit., str. 431)。

(20) V. Krulj, op. cit., str. 404.

(21) S. Perović, op. cit., str. 432.

(22) B. Vizner, op. cit., str. 531.

(23) S. Perović, op. cit., str. 432.

(24) V. Krulj, op. cit., str. 404.

(25) B. Vizner, op. cit., str. 536—537 ; S. Perović, op. cit., str. 432.

(26) J. Radišić, op. cit., str. 145.

(27) 判例で問題となったケースとしては、本文で述べたほかに次のようなものがある。「売買価格の〇・五パーセントに当たる新税の導入は、価格引き上げの理由たる事情の変更には決してならない」(一九六一年八月二日最高経済裁判所判決)。「契約の履行により獲得した所得に対し新たに二パーセントの負担を課すという経済政策により発生した損害は、輸出業者としての原告が負う通常のリスクである」(一九六一年三月一三日最高経済裁判所判決)。しかし、「取引税の一〇パーセント引き上げは、こ

れを債務者が負担する場合には『非常に大きな損失』である」(一九五七年一月二九日最高経済裁判所)(V. Krulj, op. cit., str. 404)。

(28) 履行不能については次のように定められている。

一三七条(当事者のいずれにも責任のない履行不能)

1 双務契約の一方当事者の債務の履行が両当事者の責に帰すべからざる出来事により不能となった場合には、相手方の債務も消滅する。相手方がすでに債務の一部または全部を履行している場合には、不当利得の規定に従いその返還を請求することができる。

2 両当事者の責に帰すべからざる出来事により履行の一部が不能となった場合に、残部の履行のみでは相手方の必要を満たさないのであれば、相手方は契約の解除をすることができる。残部の履行のみでも相手方の必要を満たす場合には、相手方は履行不能部分に応じて自己の債務の縮減を請求することができる。

一三八条(相手方に責任のある履行不能)

1 双務契約の一方当事者の債務の履行が相手方の責に帰すべき出来事により不能となった場合には、その債務は消滅するが、債務者は相手方に対する請求権を失わ

ない。但し、自己の債務を免れることにより利益を受ける範囲で請求権は縮減される。

2 さらに、債務者は、履行不能となった自己の債務の目的物に関し第三者に対して有する全ての権利を相手方に移転しなければならない。

(29) V. Krulj, op. cit., str. 405 ; V. Kapor i S. Carić, op. cit., str. 97.

(30) J. Radišić, op. cit., str. 146.

(31) それゆえ、履行期を確定することが重要になる。両当事者が初めに定めた履行期を合意で延長し、延長された履行期までに異常な出来事が発生した場合には、履行期内にその出来事が発生しているから事情変更が問題となし得る (S. Perović, op. cit., str. 433)。

(32) V. Krulj, op. cit., str. 405.

(33) 履行期と事情変更に関する判例としては次のようなものがある。「自動車引渡債務の履行期以後に生じた事情の変更により自動車の価格が上昇した場合には、売主は買主に対し代金の増額を請求する権利はないとした原審の判断は正当である」(一九六五年二月一八日ユーゴスラビア最高裁)。「約定の輸送期間經過後に管轄機関の決定に

より商品の価格が引き上げられても、それは事情変更が適用されるような異常な出来事——行政的措置——ではない」(一九五五年二月一〇日最高経済裁判所判決)。

「契約が履行された後は、もはや事情変更の原則を適用することはできない。契約は履行により消滅しているからである」(一九五九年六月一〇日最高経済裁判所判決)。(S. Perović, op. cit., str. 433)。

(34) B. Vizner, op. cit., str. 531.

(35) S. Perović, op. cit., str. 434. 通知義務と損害賠償の関係については、これまでの判例も同様の立場を取っていた。例えば、「突然の価格下落による契約の解除は、買主がそのような事情が発生したことを知った時直ちにこれを請求できる。そうしない場合には、時期を逸した通知により売主が被った損害を賠償する義務を負う。買主が契約を履行するだろうと売主が考えている間は、売主は売買の目的物を処分することができないからである」(一九六八年前後最高経済裁判所決定)。「事情変更による契約解除の通知が売主から適時になされなかったために買主が被った損害は、積極損害または逸失利益であり、この損害は買主がこれを立証しなければならない」

(一九六五年前後最高経済裁判所判決)。「当事者は、不可抗力または障害事由の発生につき相手方に直ちに通知しなかったことよって生じた損害を賠償する義務を負う」(一九四九年一月二九日連邦仲裁機関判断)。「事情変更により契約の解除ないし改訂を請求することの通知を怠ったことにより、損害賠償義務は発生するが、契約解除権ないし契約改訂権は失われない」(一九五七年七月三一日最高経済裁判所決定)。「事情変更による契約の解除権・改訂権は、当該事情の発生を適時に通知したか否かにより影響を受けるものではない。この義務の懈怠に対しては損害賠償の責任が生じる」(一九五七年一月二九日最高経済裁判所判決)(S. Perović, isto, str. 434)。

(36) B. Vizner, op. cit., str. 532.

(37) Stobodan Perović, Komentar ZOO, Kragujevac, 1980 str. 435.

(38) B. Vizner, op. cit., str. 534.

(39) B. Vizner, isto, str. 533-534. 「事情変更による契約の解除ないし改訂請求は、抗弁ないし反訴の形で提起できる」(一九五六年六月一日最高経済裁判所判決)。「事情変更の有無について、裁判所は職権による証拠調べ

を行なわない。事情変更による契約の解除ないし改訂は、関係当事者の申立てを待って初めて判断の対象となる」

(一九五五年一月一八日最高経済裁判所判決)(Stobodan Perović, Obligaciono pravo, Beograd, 1981 str. 433-434)

(40) B. Vizner, op. cit., str. 537.

(41) V. Kruij, op. cit., str. 406.

(42) 事情変更一般を援用する権利を契約によって予め放棄することは、すなわち一三三条以下による契約改訂権・解除権を一般的に放棄することは、個人的利益のみならず一般的利益をも保護している事情変更制度に反し、社会主義的自主管理社会道德にも反するものであって、かかる約定は法的には無効である。これに対し、特定の事情の変更を援用する権利を予め放棄することは、信義則に反しない限り、原則として許される。一三六条は、「契約当事者は、通常のリスクの範囲を越えない価格変動である限り、一般取引慣習規則に基づく価格変更請求権を予め放棄することができる。しかし、価格変動が通常のリスクの範囲を越える場合には、当事者の意思によって価格改訂請求権が排除されることはない。そのような場

合にも請求権を放棄するという約定を予めしていても、それは信義則に反する」とした一九六三年一月二十六日の最高経済裁判所の判例を実定法化したものである。一三三条は強行規定であり、当事者は事情変更による契約の改訂権・解除権という法定の権利を予め放棄することはできない。例えば、税率が三〇パーセントも引き上げられた場合でも一三三条の認める権利を行使しないという条項を契約に挿入したとしても、そのような条項は無効となれなければならず、利害関係のある当事者は一三三条に従い、契約の解除ないし改訂を請求することができぬ (V. Krulj, isto, str. 406)。

- (43) B. Vizner, op. cit., str. 532; S. Perović, op. cit., str. 428.
- (44) B. Vizner, op. cit., str. 542.
- (45) Dorđe Čobelić, Promenjene okolnosti u privrednom i građanskom pravu, 1972 (田ノ) B. Vizner, op. cit., str. 541 (田ノ)。
- (46) V. Kapor i S. Carić, op. cit., str. 97-98; B. Vizner, op. cit., str. 540.
- (47) イタリアの事情変更理論については、五十嵐・前掲書